「三鷹市公契約条例（仮称）（案）の骨子」に係る市民意見への対応について

【凡例】
①条例（案）に盛り込みます・・・・・・・・・・・・・・意見を概ね提案どおり又は趣旨として条例（案）に盛り込むもの
②規則を制定する中で対応します・・・・・・・・・・・・規則制定段階で判断するもの
③事業実施の中で検討します・・・・・・・・・・・・・・事業実施段階で判断するもの
④既に条例（案）に盛り込まれています・・・・・・・・・既に意見やその趣旨が条例（案）に盛り込まれているもの
⑤対応は困難です・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・趣旨の反映を含め条例(案)や規則等に盛り込むことが困難なもの
⑥その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・その他の意見など

パブリックコメント提出状況

人数：　23名
件数：　84件
（重複を除外した件数：54件）

※パブリックコメントによる市民意見については、一部抜粋又は意訳して掲載しています。

No	該当部分	市民意見※	対応の方向性	
1	全般	全体として「三鷹市公契約条例(仮称)(案)骨子」に示された内容について、受注者または受注関係者による労働者に対する労働報酬下限額以上の支払いを適法に担保する唯一の仕組みである、民法規整型の『IL094号条約』に準拠した公契約条例案となっており、賛同します。 ※同様のご意見　他４件	⑥その他	骨子に盛り込まれた内容は公契約条例の実効性を確保していく上で重要な事項と考えております。ご意見を踏まえて条例制定を進めていきます。
2	全般	三鷹市が、市民が要望してきた公契約条例を制定するということで喜ばしく思います。その条例の内容も、より良い市民サービスにつながり、業者にとっても働く労働者にとっても、生活向上につながる制度になることを要望、期待します。 ※同様のご意見　他７件	⑥その他	公契約条例の制定により、公契約に従事する労働者等の労働報酬下限額以上の支払や適正な労働環境の整備と受注者の事務負担に配慮した運用を推進し、一層の公共サービスの質の向上と市民の福祉の増進につながるよう努めます。
3	全般	自動車整備関係の仕事に従事していますが、従業員の、整備関係の町工場の工賃は20年程度横ばいのままです。こうした低賃金を打ち破るためにもこの条例が役に立つよう配慮してください。 ※同様のご意見　他４件	⑥その他	（No.2と共通）

No	該当部分	市民意見※	対応の方向性	
4	全般	制度を絶えず、主旨に基づいて検証し、発展できる内容にして下さい。	①条例（案）に盛り込みます	条例(案)では、施策について不断の見直しを行うことを規定します。
5	全般	実施していく中で、意見やトラブルなどを受け付ける部署も作って、一般企業もこの制度を参考にするような基盤となってほしいと思います。	③事業実施の中で検討します	公契約に関する意見やトラブルを受け付ける部署を新しく設立することは難しいと考えていますが、労働者や事業者が公契約の適正履行に関してご意見・申出等を行うためのより良い方法について、運用していく中で検討していきます。
6	全般	長年要望してきた公契約条例が実現することになり大変歓迎しています。 一方で、公共工事の現場従事者に行ったアンケートでは、多くの方が低賃金で従事している結果となっており、労働報酬下限額をどのように担保していくかが、 公契約条例の実効性を確保する上で重要になってくると思います。 また、市の公共工事を請け負っている地元業者からも、担い手不足の中で煩雑な事務などが大きな負担となっているなどの声が寄せられています。 今回の条例が、 従事者の処遇改善はもとより、地元建設業者にとっても有効な条例となることを要望いたします。	①条例（案）に盛り込みます	入札・契約手続において、事業者の負担軽減に配慮した運用を行うことを市の責務として規定しているところですが、より分かりやすい表現にて明記します。
7	全般	条例に、骨子６に記載の労働条項(賃金条項)と、骨子８(2)及び９(4)に記載の連帯責任条項について定めることが、条例のすべての適用労働者等の労働債権の請求権を法的に生じさせるために必須です。また、骨子８に記載の事項はいずれも必須です。骨子の内容を変更することなく、条例化することを求めます。	④既に条例（案）に盛り込まれています	ご指摘の内容については、公契約条例の実効性を確保していく上で重要な事項と認識しており、ご意見の趣旨は盛り込まれているものと考えております。

No	該当部分	市民意見※	対応の方向性	
8	全般	個人労働者にはあまりメリットがない条例(案)だと思われます。もう少し労働者の意見を聞く集会などを大規模に行って、納得してからでも遅くないと思われます。何事も早計に行って良いことはありません。 大・中小企業の活性化だけにつながるエゴイスティックな条例(案)だと思われます。談合や市内企業の随意契約などを失くそう。 個人企業や一人親方をもっと前面に出しての公契約条例であってほしいと希望します。	⑥その他	条例(案)は事業者への配慮のみではなく、労働報酬下限額以上の支払や労働報酬に係る連帯責任等により、いわゆる一人親方を含めた労働者の労働環境の整備に資するものと考えています。 条例制定後は、必要な見直しを行い、労働者・事業者の方からのご意見を伺いながらより良いものにしていきます。 また、ご意見を踏まえ、運用に際しての周知等で伝え方を工夫します。
9	1　条例の目的	骨子に記載されている「公共サービスの質の向上」「公契約の適正な履行」「労働者等の適正な労働環境の整備」を「条例の目的」に明記するとともに、『市内業者の活用・育成』を明示し、条例の理念として位置づけてください。 ※同様のご意見　他３件	④既に条例（案）に盛り込まれています	ご意見の趣旨は条例(案)の目的及び基本方針に盛り込まれているものと考えています。
10	1　条例の目的	条例の目的に、「ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の実現に寄与すること」を明記してください。これにより、条例全体の理念的な方向性がより明確になります。	④既に条例（案）に盛り込まれています	条例(案)を通じて労働環境の整備を推進することが、ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)実現にも寄与すると認識しており、ご意見の趣旨は盛り込まれているものと考えています。
11	1　条例の目的	条例の目的については、骨子の項番２以降と直接的又は間接的に関連を持つものであり、熟慮を要するように思われる。「公契約」という概念が市民には不知・不可解であり、この概念を使う以上は、契約当事者はもちろん市民にも分かりやすくする必要がある。	④既に条例（案）に盛り込まれています	条例(案)に「定義」の項目を設け、必要な用語の説明を行います。

No	該当部分	市民意見※	対応の方向性	
12	１　条例の目的	骨子では、公契約の種類を工事・委託・指定管理協定の３つの形態に分けているが、売買契約その他の契約が判然としない。少なくとも、賃金条項を含むか含まないかで分類するのも良いのではないか。	④既に条例（案）に盛り込まれています	公契約の種類のうち賃金条項(労働報酬下限額)の対象となる契約について、条例(案)にて規定します。
13	１　条例の目的	契約種別ごとに当事者の名称を明確に定義する規定も必要になるかもしれない。つまり、製造請負なら「注文主」「受注者」、業務委託なら「委託者」「受託者」、売買なら「売主」「買主」とし、その他の契約でもそれぞれに妥当な名称が出てくるはずである。労働者や受注関係者の定義も加える必要がある。	④既に条例（案）に盛り込まれています	ご意見のような、契約種別ごとに当事者名を定義することは想定していませんが、「定義」についての条を設け、受注者、受注関係者及び労働者等といった用語の説明を行います。
14	２　基本方針	基本方針に「ジェンダー平等の推進及び多様性の尊重」「環境への配慮」といった社会的価値を実現する視点を加えてください。公契約条例は、地域社会が目指す姿を具体化する絶好の機会です。	⑥その他	条例は、公契約に関わる事業者の経営環境への配慮や適正な労働環境の整備を推進することにより、一層の公共サービスの質の向上を図ることを目的としています。現段階での対応は困難と考えますが、今後、社会情勢に考慮しながら必要な見直しを行っていきます。
15	２　基本方針	基本方針には、契約当事者の具体的範囲や業種・業態が分かるようになっている方が良い。例えば、「士業」で、その団体法人は「公」か「私」か。	④既に条例（案）に盛り込まれています	条例(案)で「定義」の条を設け、契約の範囲が三鷹市の発注するものに限定されること等、必要な説明を行います。

No	該 当 部 分	市 民 意 見 ※	対 応 の 方 向 性	
16	２　基本方針	骨子２(1)は独占禁止法との関係、(2)は建設業者との関係、(3)は「市場」概念との関係、(4)は労働基準監督署との関係、(5)は裁判権がない自治体における紛争の解決手段が問題となる。和解等の解決手段を工夫・活用する道も重要。	⑥その他	ここでは条例(案)を運用していく中での基本方針を定めているもので、その過程でご指摘のような課題が出てきた際には、その都度検討し、解決を図っていきます。
17	３　市の責務	市の責務に、「労働報酬下限額の遵守等、本条例の履行に必要な費用を、予定価格に適正に反映させること」を明記してください。これにより、真面目な事業者が不利益を被ることのない、公正な競争環境が守られます。	③事業実施の中で検討します	予定価格への適正な費用の反映は条例(案)の実効性を確保する上で配慮すべき重要なものと認識しています。予算編成段階から適切に対応します。
18	３　市の責務	市の責務として、本条例の運用状況(申出件数や是正勧告の概要等)を、年次報告書等で市民に分かりやすく公表することを義務付けてください。	③事業実施の中で検討します	公契約の運用状況については、実績を公表していきます。公表する項目や公表方法等は事業を進める中で詳細を検討していきます。
19	３　市の責務	骨子３(1)は要綱のようなものを考えたものか。それとも、個々の具体的な公契約を対象とするものか?	⑥その他	ここでの規定は「公契約に関して必要な施策は、基本方針に則って、総合的に勘案した上で実施しなければならない」という市の責任を定めたものです。要綱等又は個別の公契約に限定した内容ではありません。

No	該当部分	市民意見※	対応の方向性	
20	3　市の責務	骨子３(2)について、「公契約の適正な履行を前提として」よりも「公契約の適正な履行を目的として」の方が分かりやすい。	⑥その他	骨子３(2)の内容は、公契約が適正に履行されることを前提条件として、社会情勢や受注者に配慮した運用を図ることを定めていることから「前提として」という表記としています。
21	4　受注者の責務	条例が形骸化しないよう、労働者が安心して声を上げることができ、市が責任をもって是正に取り組む仕組みを構築することが不可欠です。そのために、「努めなければならない」という努力義務規定ではなく、「しなければならない」という明確な義務規定に強化することを求めます。	③事業実施の中で検討します	本項目は公契約における受注者の責務の基本的な考え方を示したものです。労働報酬下限額以上の支払いを求める実効性のある仕組みは、約定事項に規定します。
22	4　受注者の責務	骨子４については、必ずしも請負契約の当事者だけを意味しないのか。	④既に条例（案）に盛り込まれています	ここでの受注者とは、市と公契約を締結する者をいいます。この他、条例(案)で「定義」の項目を設け、必要な説明を行います。
23	4　受注者の責務	骨子４(1)の「公契約に係る施策」は要綱的なものを指しているのか。	⑥その他	骨子３(1)の「公契約に係る施策」と同義です。骨子３(1)の内容は「公契約に関して必要な施策は、基本方針に則って、総合的に勘案した上で実施しなければならない」という市の責任を定めたものです。要綱等に限定した内容ではありません。

<table>
<tr><th>No</th><th>該当部分</th><th>市民意見※</th><th colspan="2">対応の方向性</th></tr>
<tr><td>24</td><td>４　受注者の責務</td><td>骨子４⑵について、労働基準法の内容を熟知していない一般の契約当事者への周知が適切に行われるかが問題だろう。</td><td>③事業実施の中で検討します</td><td>事業者には条例(案)の趣旨を理解してもらいつつ、「労働者等の労働環境に係る報告書」にて労働環境の確保のための主要な項目を示すなどして周知を進めていきます。</td></tr>
<tr><td>25</td><td>５　適用範囲</td><td>条例の経済効果を確保するため、骨子「５　適用範囲」に関し、全ての条例適用契約の総額が市の発注総額の50%以上とするとともに、人材確保が課題となっている業務委託及び指定管理協定について、可能な限り多くの業種を条例適用範囲とすることを求めます。</td><td>③事業実施の中で検討します</td><td>業務委託および指定管理協定の範囲については、制度の円滑なスタートの観点から施行当初は対象の契約を絞って実施していく予定です。いただいたご意見は、今後、見直しを検討する際の参考とさせていただきます。</td></tr>
<tr><td>26</td><td>５　適用範囲</td><td>骨子「５　適用範囲」の記述から三鷹市の意気込みが感じられるが、実務は困難なため、労働基準監督署などの経験や実務から学び、指導を仰ぐ必要性が感じられる。</td><td>⑥その他</td><td>適用の対象は三鷹市が発注する契約に限られており、市で適切に管理できる範囲内での適用を考えています。</td></tr>
<tr><td>27</td><td>６　労働者等の労働報酬</td><td>市が定める労働報酬下限額は最低賃金以上に設定する必要がある。</td><td>④既に条例（案）に盛り込まれています</td><td rowspan="3">ご意見の趣旨は、骨子を踏まえて条例(案)に反映しています。労働報酬下限額については、農林水産省及び国土交通省が定める公共工事の工事費の積算に用いるための労務単価や、地域別最低賃金その他公的機関が定める基準などを勘案し、学識経験者や労使団体で組織する公契約審議会の意見を聴いた上で、適切に決定していきます。</td></tr>
<tr><td>28</td><td>７　労働報酬下限額の決定等</td><td>労働報酬下限額の決定に当たり、審議会での議論で公平で妥当な結論を出せるかどうかが決定的に重要だろう。</td><td>④既に条例（案）に盛り込まれています</td></tr>
<tr><td>29</td><td>７　労働報酬下限額の決定等</td><td>労働報酬下限額の設定の基本的な考え方に関しては、以下の２点について条例又は規則に記載することを求めます。①工事については、公共工事の工事費積算のための労務単価等を勘案すること。②業務委託・指定管理については、地域別最低賃金等の公的基準や、民間賃金動向及び市の会計年度任用職員報酬等を勘案すること。</td><td>④既に条例（案）に盛り込まれています</td></tr>
</table>

No	該当部分	市民意見※	対応の方向性	
30	７　労働報酬下限額の決定等	骨子「７　労働報酬下限額の決定等」の「等」が何かが分からない。	⑥その他	労働報酬下限額の「決定」のほか公表の意味の「告示」が含まれています。
31	８　労働報酬下限額の実効性確保のための事項	労働者の申出制度（骨子８(3)）において、報復のリスクをなくすため、市の窓口に加えて、第三者機関である「公契約審議会」が匿名で直接申出を受け付ける仕組みを設けてください。	⑤対応は困難です	労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときの申出は、匿名では事実確認ができないため、匿名による申出の受付は行いません。また、労働報酬下限額に関する申出は、発注者である市が受け付け、契約に基づいて必要な措置を講じるものと考えております。対応に当たっては市の個人情報保護の規程、法律に基づき適切に対応します。 なお、報復のリスクをなくすために、別途不利益取扱いの禁止の項目を定めます。
32	８　労働報酬下限額の実効性確保のための事項	申出があった場合の市の対応（骨子８(5)）を、「できる」という任意規定から、「遅滞なく調査し、必要な是正措置を講じなければならない」という義務規定に改めてください。	①条例（案）に盛り込みます	ご意見を踏まえ、「是正するための必要な措置を講ずることを『求めることができる』」としていたところを『求めなければならない』に修正します。
33	８　労働報酬下限額の実効性確保のための事項	骨子において、労働報酬下限額以上の支払義務、労働者等の申出、不利益取扱い禁止等が盛り込まれている点を評価します。 その上で、実効性を一層確保するため、「８　労働報酬下限額の実効性確保のための事項」に記載の事項に加え、労働者等が自らの職種の労働報酬下限額を確認できるよう、周知義務について条例で規定してください。 条例の規定が難しい場合は、具体的な周知方法や周知用資料の作成、事業者への協力の仕組みを運用や規則の中で定めてください。 ※同様のご意見　他３件	④既に条例（案）に盛り込まれています	骨子「９　約定事項」の(5)に記載の「受注者は、労働報酬下限額等について、作業所等に掲示し、又は労働者等に書面を交付しなければならないこと」を、約定事項として条例に定めています。ご意見の趣旨は盛り込まれているものと考えています。

No	該当部分	市民意見※	対応の方向性	
34	８　労働報酬下限額の実効性確保のための事項	骨子において、労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、受注者と受注関係者が連帯して不足分を支払う責任が盛り込まれている点を評価します。 条例本文に明文化し、契約上の約定事項として徹底されるようにしてください。 ※同様のご意見　他３件	④既に条例（案）に盛り込まれています	労働報酬に係る連帯責任については、公契約条例の実効性を確保していく上で重要な事項と認識しており、ご意見の趣旨は盛り込まれているものと考えています。
35	８　労働報酬下限額の実効性確保のための事項	骨子８⑸で「市は・・・確認する必要があると認められる場合は、事業所等への立入調査ができるものとします。」と規定されています。 実効性の確保に関しては、必要に応じてだけでなく、定期的に公契約の現場に従事する労働者の賃金実態を調査するなど、労働者等に対し報酬が適切に支払われるような積極的な対応を要望いたします。	③事業実施の中で検討します	定期的な賃金の立入調査は困難と考えますが、骨子８及び９に記載した事項を適切に運用し、労働報酬下限額の実効性確保に努めます。
36	８　労働報酬下限額の実効性確保のための事項	骨子８について、例えば建設工事の一次下請、二次下請、三次下請の中で、賃金の行き渡りをどう考えるかの問題がある。報告書様式はよく考えられていると思うが、運用してみないと十分なものかは分からない。	④既に条例（案）に盛り込まれています	実効性確保は重要な問題であり、骨子「９　約定事項」のとおり、労働報酬に係る連帯責任等の約定事項を設ける等して対応していきます。また、報告書様式については、実際に運用する中で必要に応じて見直しを図っていきます。
37	８　労働報酬下限額の実効性確保のための事項	骨子８⑵にて「受注者は受注関係者と連帯して、労働報酬の不足額を支払わなければならないこと」とあるが、受注者から労働者に直接払わせると、払った払わないの紛争が起こると思われる。強い立入権限を持つ労働基準監督署でやってもらってはどうか？	⑥その他	労働報酬に係る連帯責任については契約の約定事項とするため、不履行の場合には、市は受注者に対して、契約に基づいた履行を求めることとします。 そもそも労働関係法が守られていない場合での申出があれば、労働基準監督署等の監督官庁での対応となることが想定されます。

No	該当部分	市民意見※	対応の方向性	
38	８　労働報酬下限額の実効性確保のための事項	骨子８(3)の労働者等の申出については、市への申出を審議会にかけられるものなのか疑問を持った。労働者の正当な主張・申出を誰でも言えることにするのは良いが、それが迅速かつ確実に妥当な結果に結びつくことが一番大事なので、労働基準監督署で扱ってもらえればそれに越したことはない。	⑥その他	労働者等の申出として想定しているのは労働報酬下限額を下回るときの対応で、受注者が履行しない場合は是正勧告など必要な措置を取るものです。なお、そもそも労働関係法が守られていない場合での申出であれば、労働基準監督署等の監督官庁での対応となることが想定されます。
39	８　労働報酬下限額の実効性確保のための事項	骨子８(4)の不利益取扱いの禁止のような条文をいれても、プログラム規定的な効果しか出ないだろう。例えば、労働組合に加入していれば地方労働委員会に訴えることはできるだろうが、そうでなければ、対応は労働基準監督署以外は考えられない。もっとも、解雇となれば地方裁判所に持ち込むことが最も妥当な道である。裁判や調停に持ち込む場合には、不利益取扱いであったかどうかを判断(事実認定)する必要がある。そのためには証拠が重要であり、その保管まで市でできるだろうか？	⑥その他	不利益取扱いの禁止は、労働者が安心して申出できるようにするための規定です。解雇等の不利益取扱いがあった場合は、関係法令及び所管において対応することを想定しています。
40	８　労働報酬下限額の実効性確保のための事項	報告、立入調査及び是正措置までできるとすると強力なものですが、法律上の根拠はどこからくるのでしょうか？	⑥その他	本条例を根拠に約定事項として契約に盛り込むことで、市と受注者双方が合意の上で行うものです。
41	８　労働報酬下限額の実効性確保のための事項	公契約の解除及び公表については行政法や民法で対応可能と思われます。	⑥その他	解除及び公表は公契約条例の実効性を確保していく上で重要な事項と考えており、条例上に規定しています。

No	該当部分	市民意見※	対応の方向性	
42	９　約定事項	骨子９(12)の継続雇用の配慮について、「努めなければならない」という努力義務規定ではなく、「しなければならない」という明確な義務規定に強化することを求めます。	⑤対応は困難です	労働者の雇用契約については事業者の責任において行うもので、市が関与することはできません。その上で従事している方への配慮を求める趣旨のため、義務化することはできません。
43	９　約定事項	骨子９において、継続性のある業務について雇用安定・業務継続に配慮し、従前の労働者の希望者を継続雇用する努力義務が規定されている点を評価します。 労働者の生活と公共サービスの質を守る重要な規定であるため、条例本文に明記することを要望します。 ※同様のご意見　他３件	⑤対応は困難です	労働者の雇用契約については事業者の責任において行うもので、市が関与することはできません。その上で従事している方への配慮を求める趣旨のため、条例本文への明記は考えておりません。
44	９　約定事項	骨子９(1)～(12)はよく練られているが、契約当事者間で債務不履行や不法行為があった場合の責任の扱いに疑問を抱いている。例えば、市―受注者―受注関係者間で、公的機関に過失があった場合、一般的な過失と同一に扱って良いのか。無過失責任を科す場合があるように、厳しくなるのではないか？　市と受注者間も同じか？　また、過失には軽重があるように、各当事者・関係者の責任にも軽重を認めるべきではないか？	⑥その他	市はこれらの約定事項を含めて受注者と契約を締結することで、仮に下請で労働報酬下限額以上の支払がされていない場合は、受注者が連帯して確実な報酬の支払をさせるものです。これを徹底するために９(2)にて受注者と受注関係者との契約についても同様の条件で約定することを定めています。なお、それ以外の不法行為や債務不履行等はそれぞれの法律で解決されるべきものと考えます。 また、元請、下請にかかわらず労働者の適正な労働条件の確保が目的なので、責任の軽重をつけることは想定していません。
45	10　公契約審議会	公契約審議会の委員に、学識経験者や労使団体の代表に加え、「公募による市民委員」を加えてください。市民の視点が入ることで、議論がより豊かになります。	⑤対応は困難です	事業者団体、労働者団体及び学識経験者の三者で構成することにより、専門性・当事者性を担保しつつ、効率的かつ公正な議論が行えることから、骨子に示した構成が適正と考えています。

<table>
<tr><th>No</th><th>該当部分</th><th>市民意見※</th><th colspan="2">対応の方向性</th></tr>
<tr><td>46</td><td>10　公契約審議会</td><td>骨子で示された公契約審議会の設置方針を評価します。
その上で、閉鎖的な運営とならないよう一般傍聴を可能とし、公開性を担保するとともに、議題を労働報酬下限額のみに限定せず、事業者が十分に処遇改善を行いながら持続可能な経営が行えるよう、市内業者の育成や地域経済の発展など幅広い課題を扱える場とすることを求めます。
積算や入札制度の課題、条例の運用状況や申出など、広く公契約に関する審議・確認が行われるような内容としてください。

※同様のご意見　他３件</td><td>②規則を制定する中で対応します</td><td rowspan="2">審議会は原則公開としますが「三鷹市市民会議、審議会等の会議の公開に関する条例」に基づき、審議内容によって非公開とする場合も想定しています。議題については労働報酬下限額の他、公契約に関し必要と認められる事項について、市長からの諮問を受け、調査・審議します。なお、審議会の組織、運営に関して必要なことは規則で定めます。</td></tr>
<tr><td>47</td><td>10　公契約審議会</td><td>審議会の設置と運営については、審議会の透明性や公正性の確保並びに市民及び関係者の理解促進等のため、委員会は公開とし、傍聴を可能とすることを求めます。都内における公契約条例制定自治体の多くの審議会で傍聴可能としており、他自治体の運営状況を参考にし、開かれた委員会となるよう求めます。</td><td>②規則を制定する中で対応します</td></tr>
<tr><td>48</td><td>その他</td><td>骨子は主に事務処理的な視点中心のものと思われるが、事業者の選定に当たっては、「今後実施できる・今までに実施した事業の質を評価する仕組み」「事業者の専門性に対価を払う」という視点を仕組みとして作り、明文化し盛り込んでほしい。</td><td>⑥その他</td><td>事業の質の評価に関することなど一部は既に基準等を作成し、運用しています。いただいたご意見は今後入札制度の見直しを行う際の参考とさせていただきます。</td></tr>
</table>

No	該当部分	市民意見※	対応の方向性	
49	その他	税金の有効活用という見地からは、例えば相見積での見積競争による事業者決定では、質的な意味で税金が有効活用されたとは限らないケースがままある。質を伴う継続可能な事業なのか評価する仕組みと予算化を判断する際の根拠となる共通認識を明文化し盛り込んでほしい。	⑤対応は困難です	条例(案)の中に事業の評価や予算化に関すること等を規定することは想定していません。
50	その他	社会教育・健康・福祉といった分野では、短期契約で「中長期の仕事の見通しが立てづらい」雇用形態ではなく、質の高い仕事ができる専門家を継続雇用し、専門性に見合う待遇と働きやすい環境を整備することで、市民サービスの質を担保してほしい。	④既に条例（案）に盛り込まれています	骨子９(12)のとおり継続雇用について約定事項として契約書に明記します。
51	その他	公契約条例に関しては、働き手の処遇、特に賃金に焦点が当たりがちな傾向があると感じる。労働環境を形成する要素を踏まえて意見を述べる場合、多角的な視野で進めなくては短期での収束、又は局地的な約束事になると考える。そうしない為に、三鷹市には、行政サービスの安定供給の継続とともに、市民満足度の向上を踏まえてみると面白くなると思う。例えば行政サービスの満足度ランキングの実施、それに対して様々な意見を出せるシステムの構築等。市から見た公契約条例において割と重要なワードとして、街の価値の向上につながる気がします。	⑥その他	事業評価に関することを条例(案)に規定することは想定していませんが、継続して制度運用の見直しを行い、一層の公共サービスの質の向上を図っていきます。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

No	該当部分	市民意見※	対応の方向性	
52	その他	発注金額の決定に関しては、全国の金額に振り回されず、参考指数として捉えて独自の算出でいいと考える。それと同時に、行政は請負業者に全労働者の最低賃金を日当ないし時給ベースで明示しておく。それによって業者は労務費比率を算出することになると同時に、行政の最低賃金確保ができ、万が一違反があった場合、指導ないし金額の見直しの機会を得る。以上は委託業務になるが、大規模工事に関しては、基本的に入札になるが、例えば元請には全体の施工管理や瑕疵担保を、一次下請には業種ごとの施工管理や材料の納入を、二次下請には専門工事といった感じで、見積を元請が作成し、一次二次とも見積に沿って支払うことだけを行政で確認していき、委託業務同様賃金は提示する。	⑥その他	発注金額の指標の一つとなる労働報酬下限額については、農林水産省及び国土交通省が定める公共工事の工事費の積算に用いるための労務単価や地域別最低賃金その他公的機関が定める基準などを勘案し、学識経験者や労使団体で組織する公契約審議会の意見を聞いた上で適切に決定し、対象の公契約に関わる事業者及び労働者等に周知します。 労働報酬下限額が守られているかどうかの確認は、受注者に労働者等の労働環境に係る報告書を提出してもらうことで行います。
53	その他	市と業者が取り交わす契約書に、労働環境に関する文言が書かれたものと、市側と業者側が協力して業務に当たると記すことによって、労働者側は環境が担保され、市側は業者の責務を明示できる。このように各々の立場から見て、利益が享受できるように骨子を広げて条例を制定すると、地域の発展につながるし、行政サービスに関わる人にとっても希望になる可能性があると思った。いずれにしても条例は育てていくものだと思う。	④既に条例（案）に盛り込まれています	骨子９「約定する事項」のとおり、労働報酬下限額の適用対象の公契約においては、契約書に約定事項を添付し、市と事業者双方で労働者の労働環境整備のために必要な事項を確認することとしており、ご意見の趣旨は盛り込まれているものと考えています。
54	その他	公契約条例（仮称）に対しては、事業者から要望として出されている提出書類の削減・簡素化、電子申請の推進など事務負担の軽減について条例の施行とあわせてできるだけ早く進めていただくことを要望いたします。	③事業実施の中で検討します	条例（案）を運用していく中で対応していきます。